令和２年度長崎県デジタルマーケティングに関する調査・運営業務
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

１　業務の目的

国では、訪日外国人旅行のさらなる拡大に向け、デジタルマーケティングを駆使して訪日旅行への関心や意欲を効果的に高めるプロモーションを推進している。

従来、訪日外国人旅行客の旅行先は東京から大阪までのいわゆる「ゴールデンルート」に集中しており、同ルート外に位置する長崎県へ、いかに誘客を図るかが課題である。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、足元の海外旅行需要は世界的に激減しており、収束後においては消費者ニーズ及び旅行のトレンドが大きく変わることも予想されるなど、見通しは不透明である。こうした状況において訪日外国人旅行客のさらなる誘客を図るためには、地域資源を再整理し、対象市場との親和性を確かめ、適切なプロモーションを実施することで、本県独自のポジショニングを確立する必要がある。

そこで、本業務では、本県の地域資源と対象市場の旅行者ニーズとの親和性の検証及び戦略を点検することから始め、デジタルを活用し、予算の範囲内で最大限広域的に、効果的かつ効率的にクリエイティブの制作及び配信を行う。これらの事業成果の継続的な収集・分析を行うことでセグメンテーションとターゲティングの最適化及びインサイトの探求を深め、PDCA サイクルを循環させるデジタルプロモーションを展開し、本県への旅行需要を創出することを目的とする。

２　業務の概要

（１）業務内容

別添「令和２年度長崎県デジタルマーケティングに関する調査・運営業務 仕様書」のとおり

（２）業務期間

契約締結日から令和３年３月２６日（金）まで

（３）予算額

２２，２０６，００４円（消費税及び地方消費税を含む）

３　参加資格

（１）本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑦の全ての要件をみたしている者とする。

①本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。

②地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

であること。

③長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

④取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。

⑤会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑦国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（２）上記（１）を満たす１事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は代表事業者が上記（１）の全てを満たし、且つ、構成事業者が上記（１）の②～⑦を満たさなければならない。

４　プロポーザル実施の手続き

（１）スケジュール

項目	期日
①　公募開始	令和２年 11 月　４日（水）
②　質問書の提出期限	令和２年 11 月　６日（金）17 時必着
③　質問に対する回答	令和２年 11 月　９日（月）ながさき旅ネットに公開
④　参加表明書の提出期限	令和２年 11 月 11 日（水）15 時必着 FAX 可
⑤　企画提案書の提出期限	令和２年 11 月 24 日（火）15 時必着
⑥　結果通知	令和２年 11 月 27 日（金）

（２）お問い合わせ・提出先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟　海外誘致部　久柴、飯塚、古川

住　　所：〒850-8570　長崎市尾上町３番１号　長崎県庁５階

電　　話：095-826-9407

Ｆ　Ａ　Ｘ：095-824-3087

電子メール：ezuka@ngs-kenkanren.com　furukawa@ngs-kenkanren.com

（３）企画提案書作成等に関する質問の受付

①提出方法

・プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書（別紙様式１）をファックスまたは電子メールにより提出すること。

・提出先は上記（２）のとおり。

・送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

②質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して観光ポータルサイト「ながさき旅ネッ

ト」法人サイトに掲載　https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin

③その他

提出期限後の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

（４）参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和２年 11 月 23 日（月）15 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

①提出する書類

プロポーザル参加表明書（別紙様式２）

②提出方法及び提出先

上記（２）の担当窓口あてに持参、郵送又はＦＡＸにて提出すること。

（５）企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は、次のとおり作成すること。

① 企画提案書

企画提案書は、原則としてＡ４サイズ横、横書き、左綴じとし、以下の内容を記載すること。枚数に制限はないが、カラー片面印刷とすること。

企画概要	企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。
実施体制	本事業の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を記載すること。 従事予定者については、参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
制作物の内容	制作するクリエイティブの種類、本数、テーマ及び内容の案を記載すること。 広告配信に必要なバナー、ＬＰ等の案についても併せて記載すること。
プロモーション 及び効果検証	具体的なデジタルプロモーションの手法とＫＰＩを記載すること。 デジタルプロモーションの効果検証の仕組みとその態勢を記載すること。
スケジュール	全体スケジュール及び進行管理について記載すること。
事業実績	過去に国又は地方公共団体、観光団体から受注した同様又は類似の事業実績がある場合は、その内容について記載すること。（国内外問わず）

②提案書の表紙には、宛名「(一社) 長崎県観光連盟会長」、タイトル＜令和２年度長崎県デジタルマーケティングに関する調査・運営業務企画提案書＞、提出年月日、会社名を記載すること。

③企画提案書は１者１提案のみとする。

④見積書（様式任意）

ア．積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

イ．当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ．宛名は一般社団法人長崎県観光連盟　会長　宮脇雅俊とする。

（６）企画提案書の提出

①提出期限　　令和２年 11 月 24 日（火）15 時まで（必着）

②提出方法　　持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

③提出先　　上記（２）の担当窓口

④提出物　　企画提案書６部、見積書１部

（７）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。

②実施要領に反すると認められる場合。

③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

５　その他

①企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

③企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。

④本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

⑤企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

⑥プロポーザル参加により、長崎県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

⑦提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

⑧委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱について厳守すること。

6　著作権

①参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で長崎県観光連盟に帰属するものとする。

②委託業務における著作権は、長崎県観光連盟に帰属するものとします。委託契約期間終了後、長崎県観光連盟が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。

7　受託候補者の選定

（１）審査方法

①企画提案書は、長崎県観光連盟が設置する審査委員会において、定められた基準により総合的に評価して順位付けを行い、１位となった参加者を受託候補者に選定する。

②審査は、提出された企画提案書の書類審査により行う。

（２）審査基準

審査は、提案された企画内容等に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この技術審査及び価格審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

総合評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い参加者が２者以上あるときは、審査委員会で協議し、受託候補者を決定する。

①技術審査は 200 点満点とする。

評価項目	観　点	配点
企画概要	・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案になっているか ・長崎県の観光素材の特色を理解した上で企画提案がなされているか ・幅広い知識や専門的なノウハウ等を活用した企画となっているか	40
業務遂行能力	・実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか	20
制作物の内容	・プロモーション計画立案のための調査に基づき、単なる地域や観光地紹介ではない、対象者に訴求するテーマ・内容が提案されているか ・対象者を引き込み、飽きさせないための演出や工夫が盛り込まれた企画・構成となっているか	50

	・広告配信結果の比較分析が行えるよう、十分な本数を確保しているか ・ＬＰは広告からの誘導直後の離脱を防ぐための魅力的な内容となっているか	
プロモーション及び効果検証	以下の観点から、仕様書３（３）に定める広告配信の対象者（①～③）ごとに審査を行う。 ・設定したターゲットに的確に配信するための効果的なデジタルプロモーションが提案されているか ・ＫＰＩは妥当か ・広告接触者のカスタマージャーニー分析等、次年度以降の施策展開への提案を行える分析が可能な提案となっているか ・プロモーションの効果測定を踏まえた適切な分析を行うことが見込まれるか	60 （内訳） ①40 ②10 ③10
スケジュール	・設定したターゲット国・市場の状況を把握し、契約期間内で成果を最大化できる適切なスケジュールを立てられているか	10
事業実績	・本事業を効果的に推進するだけの十分な事業実績があるか	20

②価格審査は 100 点満点とし、次の算式により算出する

価格点＝100×（1－見積価格×1.1÷予算額）

上記式により数値を算出し、小数点第１位まで（小数点第２位を四捨五入）

（３）選定結果

令和２年 11 月 27 日（金）に文書で通知する。

８　契約について

（１）上記７の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。

（２）契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、一般社団法人長崎県観光連盟と受託候補者が協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、一般社団法人長崎県観光連盟と協議して決定する。

９　附則

この要領は、令和２年 11 月４日から施行し、契約日の翌日にその効力を失う。